平成２１年（フ）第５６０２号
大阪市住之江区御崎６丁目16番８―104号
債務者　三谷　由美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６６２号
大阪市浪速区恵美須東１丁目２番20号　ビジタル浪速パート５　203号
債務者　北地　康二
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７３４号
大阪府茨木市西河原２丁目12番304号
債務者　中村　勝利
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２５７号
大阪市此花区朝日１丁目５番２号　大黒マンション201
債務者　佐伯眞由美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２７７号
大阪市北区天満４丁目17番６―1103号
債務者　古川　栄一
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２７９号
大阪市東淀川区豊新５丁目12番１―709号
債務者　細田　和光
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４０３号
大阪市此花区高見３丁目３番３号　盛マンション　２Ｆ
債務者　平田　正二
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６４０号
大阪府高槻市真上町２丁目１番７号
債務者　竹中　義若
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６５７号
大阪府豊中市中桜塚５丁目21番11―204号
債務者　小谷　知弘
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６５８号
大阪府豊中市中桜塚５丁目21番11―204号
債務者　小谷みつこ
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６７８号
大阪市東淀川区豊新１丁目21番14号　三番グリーンハイツ　403号
債務者　井本　久美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８３２号
大阪府吹田市山田南45番Ｂ―712号
債務者　前田　正子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８４６号
大阪府門真市小路町１番28―303号
債務者　新垣　由美（旧姓藤嶋）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８６３号
大阪府門真市南野口町34番15号　ゾンネンブルーメ104号
債務者　田中　留美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８７３号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目２番５―409号
債務者　山西　淳三
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８７５号
大阪市淀川区宮原２丁目５番２号　プリムローズ　701号
債務者　平岡いおり
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８８２号
大阪市鶴見区安田３丁目14番10号
債務者　福井　浩司
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部